歴史的景観建造物登録制度

~次の世代に残したい貴重な建造物を募集します~



【制度の概要】

高崎市では、貴重な景観資源である歴史的な建造物を、将来の高崎市民に引き継ぐため、「歴史的景観建造物登録制度」を設け、保全のための支援を行っています。

景観的に価値があると認められると「歴史的景観建造物」に登録され、さらにその中で、特に景観的な価値が高いものは「特定歴史的景観建造物」に認定されます。そして、それぞれに応じ、市から建造物の保全に関する支援を受けることができます。

【対象となる建造物】

個人所有の養蚕農家や町家などの住宅とそれらに付属する塀、門、蔵などの建造物で、次の①から⑤のすべてを満たす建造物を対象とします(社寺は除く)

- ① 築50年以上を経過している(昭和50年以前に建築されたもの)
- ② 所有者に保全・活用する意思がある
- ③ 老朽化が著しくなく、修復・活用が見込める
- ④ 地域の良好な景観形成に寄与している
- ⑤ 国・県・市の指定重要文化財や登録有形文化財、景観重要建造物になっていない

【調査申込資格】 建造物の所有者

【申 込 期 日】 令和7年8月29日(金)まで

【申 込 方 法】 指定の申込書に必要事項を記入し、市役所11階景観室へ提出してください。郵送(消印有効)または電子メールでも受け付けます。なお、申込書は景観室と各支所地域振興課で配布する他、市ホームページからダウンロードもできます。

【申 込 先】 高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室(市役所11階)

〒370-8501 高崎市高松町35-1 メールアドレス: keikan@city.takasaki.gunma.jp 問合せ直通電話: 027-321-1350

制度の流れ

建物所有者が申込書を提出【8月29日(金)まで】



書観審議会(音見聴取)



保全・活用のための支援

●相談サービス

歴史的景観建造物に

「登録」

特定歴史的景観建造物に「認定」

※登録された中で特に景観的価値が高いもの

保全・活用のための支援

- ●相談サービス
- 建造物の外観修繕工事費用の助成
- ※ 申込みがあった建造物のすべてが登録されるわけではありません
- ※ 建造物の登録及び認定については、ともに所有者等の同意が前提となります

保全・活用のための支援

区分		特定歴史的景観建造物
	歴史的景観建造物	
支	・建造物の保全のための無料相談	・建造物の保全のための無料相談
メ 援 内容		・外観修繕工事にかかる費用(税抜き) の3分の2以内を助成(限度額300万 円)
		※但し予算の範囲内で

所有者が行う建造物の管理

- (1) 当該建造物の保全・活用に努めると ともに、破損・滅失したときは、速 やかに景観室に届け出てください。
- (2)特定歴史的景観建造物については、 その現状を変更しようとするとき や、所有者等に変更があったときに も景観室への届け出をお願いしま す。

